

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、
認定こども園などの利用料が**無償**となりました

(0歳から2歳までの住民税非課税世帯等の子どもたちも対象になります。)

無償化の対象

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

3歳から5歳児クラスのすべての子どもたちと、0歳から2歳児クラスで住民税非課税世帯等（※）の子どもたちの利用料が無償となりました。（1号認定の場合は満3歳児から対象）

- 通園送迎費、給食費、行事費などは引き続き利用者の負担となります。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもとすべての世帯の第3子の子どもの副食費の負担が軽減されます。

○ 幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用

「保育の必要性」がある場合には、幼稚園、認定こども園の利用に加えて預かり保育の利用料も無償となります。

- 保育の必要性については、市町村の認定が必要です

○ 認可外保育施設等の利用

「保育の必要性があると認定」された3歳から5歳児クラスの子どもたちと、0歳から2歳児クラスで住民税非課税世帯等（※）の子どもたちの利用料も無償となります。

※住民税非課税世帯等・・・住民税非課税世帯、生活保護世帯、里親世帯を指します。

- ☆ 無償化の詳細については4ページ、保育の必要性の認定は8ページをご覧ください。

問い合わせ先

静岡市役所 こども未来局 幼児教育・保育支援課 給付・支援係 TEL:054-221-1092
こども未来課 DX推進係 TEL:054-221-1418

認定区分と教育・保育施設の種類

- 認定こども園、保育所、地域型保育を利用するためには「1～3号認定」が必要です。
保育料の無償化を受けるため認定は要りません。ただし、1号認定で預かり保育の無償化を受ける場合は「新2、3号認定」が必要です。
- 幼稚園、認可外保育施設等の利用の無償化を受けるためには「新1～新3号認定」が必要です。
認定を受けなくても園や施設を利用することはできます。（企業主導型保育事業を利用する際に2、3号認定が必要な場合があります。）

この表は、施設の利用及び無償化の給付を受けるための基本的な認定区分を示しています。詳しくは市へお問い合わせください。

クラス年齢	保育の必要性	利用できる施設	認定区分	無償化される費用
0～2歳児	有	従来どおりの幼稚園（満3歳児）	新3号	保育料、預かり保育利用料
		認定こども園（教育、満3歳児）、幼稚園	1号+新3号	保育料、預かり保育利用料
		認定こども園（保育）、保育所、地域型保育	3号	保育料
		認可外保育施設等	新3号	保育料
	無	従来どおりの幼稚園（満3歳児）	新1号	保育料
		認定こども園（教育、満3歳児）、幼稚園	1号	保育料
		認可外保育施設等	—	—
3～5歳児	有	従来どおりの幼稚園	新2号	保育料、預かり保育利用料
		認定こども園（教育）、幼稚園	1号+新2号	保育料、預かり保育利用料
		認定こども園（保育）、保育所	2号	保育料
		認可外保育施設等	新2号	保育料
	無	従来どおりの幼稚園	新1号	保育料
		認定こども園（教育）、幼稚園	1号	保育料
		認可外保育施設等	—	—

※1 「保育料」は、毎月定額で園に支払う費用のうち、給食費や教材費など実費負担分を除いた費用を指します。

「預かり保育利用料」は、教育時間（4時間程度）を超えて利用する預かり保育にかかる費用を指します。（2、3号認定の延長保育は対象となりません）

※2 新3号の認定は、住民税非課税世帯、生活保護世帯、里親世帯に限られます。

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設



満3歳から入園できます

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなど長期休業中の預かり保育などを実施

利用できる保護者

制限なし

認定区分

新1号、新2号、新3号

<利用の流れと手続きは6ページをご覧ください。>

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設

0～2歳

利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

認定区分

3号

3～5歳

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施

利用できる保護者

制限なし

認定区分

1号、1号+新2号（新3号）、2号

1号認定の利用の場合は、満3歳から入園できます



<利用の流れと手続きは7ページをご覧ください。>

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

保育所

0～5歳



利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

認定区分

2号（3～5歳）、3号（0～2歳）

＜利用の流れと手続きは7ページをご覧ください。＞

保育所（原則20人以下）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設

地域型保育

0～2歳



利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

認定区分

3号

▶地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設（保育所、認定こども園）が設定されます。

＜利用の流れと手続きは7ページをご覧ください。＞

認可外
保育施設

0～5歳



認可と同じ通常の保育のほか、一時預かりや従業員のみを対象とした施設などさまざまな形態の施設など

利用時間

施設によって異なる

利用できる保護者

制限なし（一部従業員のみ）

認定区分

新2号、新3号
(認定を受けなくても施設を利用することができます。)

▶企業主導型保育事業の地域枠で利用する場合、無償化を受けるためには2号または3号認定を受ける必要があります。
(従業員枠での利用の場合は認定を受ける必要はありません。)

【認可外保育施設等を利用するときは】

- 入園を希望する施設等に直接利用申し込みをします。
施設等によって申し込み方法が異なりますので、詳しくは利用する施設等に確認してください。
 - **無償化を受ける方は、利用を開始する前に認定を受ける必要があります。施設等または区子育て支援課から認定申請書をもらい、認定申請をしてください。**
- ※ 無償化を受けるためには、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。
詳しくは8ページを確認してください。
- 市から認定通知が交付されます。大切に保管してください。
 - 利用する園で利用の手続きをして、利用開始となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償となりました。
 - 幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園及び認定こども園の1号認定は、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。
 - 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が月額4,500円まで減免されます。
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯等の子どもたちの利用料が無償となりました。
- 静岡市においては、住民税課税世帯の第2子以降の子どもたちの利用料も無償となりました。
(注) 世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関係なく第何子かを決定します。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

※認定こども園(1号)を含む

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の預かり保育の利用日数×450円を限度として、3歳から5歳までは月額11,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯等は月額16,300円まで無償となります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

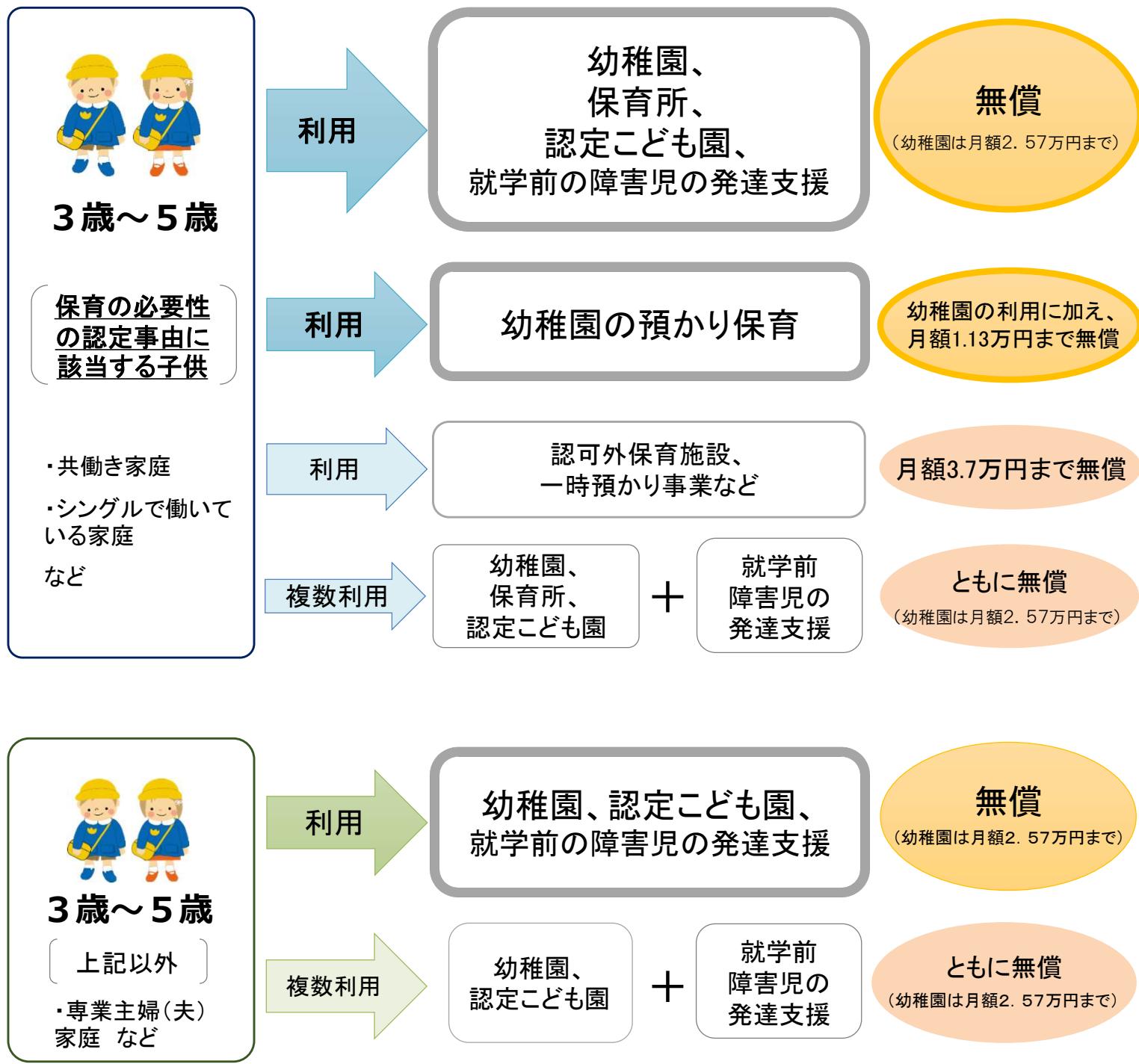
- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯等の子どもたちは月額42,000円まで無償となります。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
※2つ以上の施設・事業の利用も可

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯等の子どもについては、幼稚園及び幼稚園の預かり保育(認定こども園(1号)を含む)を除き、上記と同様に無償化の対象となります。

なお、認可外保育施設等の利用の場合には、月額4.2万円まで無償となります。

幼稚園を利用するとき

～利用の流れ～

☆ 園によって一部内容が異なる場合がありますので、詳しくは園にご確認ください。

- ① 入園は希望する園に直接利用申し込みを行い、入園手続きをします。
- ② 入園が内定したら、園から配布される認定申請書に必要事項を記入し、園に提出してください。
- ③ 市から認定通知が交付されます。大切に保管してください。
- ④ 利用する園で入園の手続きをして、利用開始となります。

○ すべての利用者が給付の認定を受ける必要があります。

- 利用する園を通じて認定申請書を配布します。必要事項を記入し、園から指示のあった日までに申請書を提出してください。
- 預かり保育の無償化を受けるためには、保育を必要とする事由に該当することを証明する書類の提出が必要となります。
- 保育を必要とする事由が「就労」の場合は、同封の就労証明書を勤務先等で作成してもらってください。（個人事業主の場合は、ご自身で作成してください。）

【提出が必要な書類と認定種別】

年齢 (クラス年齢)	保育の必要性 の有無	提出が必要な書類		認定区分
		認定申請書	保育を必要とする 事由を証明する書類	
満3歳 (住民税非課税世帯等)	有	○	○	新3号
	無	○	×	新1号
満3歳 (住民税非課税世帯等以外)	有	○	×	新1号
	無	○	×	新1号
3～5歳 (すべての世帯)	有	○	○	新2号
	無	○	×	新1号

○ 給付の認定は卒園まで有効です。

- 静岡市外への転居や認定こども園・保育所等への転園がない限り、卒園まで認定は有効となりますので、毎年の手続きは要りません。
- ただし、就労等により認定種別を変更する場合には、申請が必要となります。
詳しくは認定通知にてご案内します。

○ 保育を必要とする事由について年1回以上の確認をします。

- 保育の必要性の認定を受けた方については、保育を必要とする事由に変更がないか少なくとも年1回以上、確認を行います。

認定こども園・保育所・地域型保育を利用するとき

～利用の流れ（1号認定）～

- ① 入園は希望する園に直接利用申し込みを行います。
- ② 入園が内定したら、園から配布される認定申請書に必要事項を記入し、園に提出してください。
- ③ 市から認定証が交付されます。入園の際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ④ 利用する園で入園の手続きをして、利用開始となります。

～利用の流れ（2・3号認定）～

- ① 入園を希望する園または区子育て支援課に、認定申請及び保育利用の申し込みを行います。
- ② 市から認定証が交付されます。入園の際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ③ 保護者の希望などを踏まえて市が調整し、利用できる園が決まります。
- ④ 利用する園で入園の手続きをして、利用開始となります。

- **2・3号認定での利用または1号認定で預かり保育の無償化を受けるためには、保護者のいすれもが保育を必要とする事由に該当するとともに、その事由を証明する書類の提出が必要となります。**
- 保育を必要とする事由が「就労」の場合は、就労証明書（指定様式）を勤務先等で作成してもらってください。（個人事業主の場合は、ご自身で作成してください。）

【提出が必要な書類と認定種別】

年齢 (クラス年齢)	保育の必要性 の有無	提出が必要な書類		認定区分
		認定 申請書	保育を必要とする 事由を証明する書類	
0～2歳	有	○	○	3号
	無	×	×	利用不可
満3歳（1号のみ） (住民税非課税世帯等)	有	○	○	1号+新3号
	無	○	×	1号
満3歳（1号のみ） (住民税非課税世帯等以外)	有	○	×	1号
	無	○	×	1号
3～5歳 (すべての世帯)	有	○	○	1号+新2号、2号
	無	○	×	1号

- **保育を必要とする事由について年1回以上の確認をします。**

- 保育の必要性の認定を受けた方については、保育を必要とする事由に変更がないか少なくとも年1回以上、確認を行います。

保育の必要性の認定を受けるためには

保護者それぞれが下表のいずれかの事由にあてはまる必要があります。認定を受ける場合には、申請書とともに「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出してください。

保育を必要とする事由	保護者の状況	認定期間
①就労	保護者が就労している（月60時間以上）	就労している期間 ※1
②妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産前後である	出産予定日の前々月の初日から（多胎妊娠については、4ヶ月前の初日から）出産後8週間後の月末まで
③疾病・障がい	保護者が病気やけが、あるいは心身に障がいがあり療養が必要である	疾病等が回復するまで
④介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている（月60時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
⑥求職活動	保護者が求職活動や起業準備をしている	概ね3か月（90日目が属する月の末日まで）※2
⑦就学・職業訓練	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている（月60時間以上）	在学・訓練期間中 ※3
⑧虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 育児休業から復職する場合は、復職日の属する月からの認定となります。

※2 認定後概ね3か月以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により認定を希望する場合は、改めて認定の申請が必要です。認定期間中の活動実績や今後の就労見込みが確認できない場合、再度の認定はできません。

※3 就学認定可能か判断が難しい場合には、各区子育て支援課までお問い合わせください。

○「保育を必要とする事由」を証明する書類

事由	必要書類	
	申立書兼誓約書 (市指定様式)	
①就労	—	就労証明書（市指定様式）※1
②妊娠・出産	○	母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
③疾病・障がい	○	医師の診断書等※2（申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可）
④介護・看護	○	介護保険証（介護度の記載のあるもの）やケアプランのコピー等又は医師の診断書※2
⑤災害復旧	—	罹災（りさい）証明書
⑥求職活動	○	原則としてハローワーク登録証等のコピー等
⑦就学・職業訓練	○	在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、提出日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

※2 提出日の3か月以内に発行された診断書を添付してください。（障害者手帳等が交付されている方は診断書不要です。）